

幼稚園（新制度未移行園）を利用の皆様へ



館山市教育委員会教育部こども課

令和元年10月1日から、子ども・子育て支援法の改正により、幼稚園等を利用する3歳から5歳までの子供たちの利用料、預かり保育の利用料が無償化（上限有り）されました。利用料が無償となるには、お住まいの市町村で給付認定を受ける必要があります。

下記の対象となる方、または継続を希望する方は、**施設等利用給付認定申請書（現況届）等を提出してください。**〔裏面参照〕

また、預かり保育を利用する方についても、「保育の必要性」の認定を受けると利用料が無償化の対象となりますので、認定申請書の他に裏面記載の書類を提出してください。

※預かり保育の利用料については、保護者の就労時間等により該当しない場合があります。

子育てのための施設等利用給付認定について

保育料無償化の対象になる場合は、館山市から「給付認定」を受ける必要があります。この「給付認定」は、児童の年齢と保育の必要性の有無によって3つの区分に分かれ、区分によって対象施設が異なります。

給付認定の判定が終わりましたら、施設等利用給付認定通知書を発行します。なお、給付認定を受けた場合であっても、申込み内容が事実と異なる場合や就労や世帯等の状況に変更が生じた場合は、給付認定の取消、又は変更となることがあります。

給付認定区分	保育の必要性	対象施設
新1号認定（※1）	保育を必要としない	<u>幼稚園</u> 、認定こども園（短時間）
新2号認定（※2）	保育を必要とする	保育園、認定こども園（長時間） <u>幼稚園預かり保育</u> 、地域型保育、 企業主導型保育事業、認可外保育 施設、一時預かり事業、病児保育 事業、ファミリー・サポート・セ ンター
新3号認定（※3）		

保育を必要としない場合（幼稚園のみ利用） 【無償化上限額】

※1（新1号）満3歳から＜誕生日を迎える前日＞【月額上限2.57万円】

保育を必要とする場合（預かり保育を利用） ※上記金額に加え

※2（新2号）満3歳になった後の4月1日から【月額上限1.13万円まで】

※3（新3号）住民税非課税世帯の場合は、満3歳から【月額上限1.63万円まで】

◆住民税額による算定の切替時期は、毎年9月です。

【問合せ先】館山市役所 教育委員会 こども課 子育て支援係

TEL 0470-22-3496

子育てのための施設等利用給付認定にあたって必要な書類

※必要書類は、館山市ホームページからもダウンロードできます。

□子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（現況届）

□子育てのための施設等利用給付認定にあたっての確認表（同意書）

□（預かり保育利用者のみ必要）保育の必要性を証明する書類（下記参照）※新2号・3号認定の方のみ（対象年齢をご確認ください。）⇒（父母及び70歳未満の同居者全員分が必要です。状況によって書類が異なりますので、下記表で確認してください。兄弟がいる場合で、保育所、学童クラブのお申込みの為、市役所こども課へ既に提出していただいている場合は必要ありません。）

□状況に応じて、別途必要書類を提出していただく場合がございます。

□保護者以外の同居者については、下記の状況に該当しない場合でも認定は可能です。

保護者の状況	認定できる期間	保育の必要性を証明する書類
月64時間以上の就労	就労が続いている間	就労証明書
下の子の出産前後	出産月とその前後 2 か月	母子手帳
疾病・負傷・障害	療養を必要としなくなるまで	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書（病気療養・介護・看護用） ・診断書（症状・保育できない期間の記載があること）／障害者・療育手帳（写） ／介護保険証（写）のいずれか
介護・看護・付添	介護等を必要としなくなるまで	
災害復旧	必要な期間	罹災証明書
求職活動	90日間	求職活動申立書
就学	卒業（修了）予定月の末日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・入学許可証または在学証明書 ・時間割表
その他	必要な期間	

※保育を必要とする事由に変更があると認定区分が変更となる場合があります。ご家庭の状況に変更があった時には、必ず市役所こども課にて手続きをお願いします。

※提出期限：令和6年2月1日（木）～2月15日（木）

途中入園等の場合、認定希望日の前月15日まで（申請日より遡っての認定はできませんのでご注意ください。）

提出先：館山市こども課（幼稚園に提出する場合は、必ず封入・封緘し、封筒に氏名を記入して提出してください。）

給食費の一部補助について

※要件に該当する方で希望する場合は、申請してください。（別紙参照）

月額上限：4,700円 ※年収360万未満相当の世帯と第3子以降の子ども（小学3年生以下の兄弟がいる場合）が対象

□館山市実費徴収に係る補足給付費支給申請書

幼児教育の無償化



入園料・保育料
月額2万5,700円まで無償

- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子どもが対象。
- ・入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象。

※ 給食費や通園費等は対象外。
※ ただし、給食費の一部については、年収360万円未満相当世帯と第3子以降の子ども（小学3年生以下の兄弟がいる場合）は、月額上限4,700円まで補助の対象となります。

（算定のイメージ）

入園料	保育料	無償化対象	実質負担額
1万円	1万4,000円	2万4,000円	0円
-	3万円	2万5,700円	4,300円

預かり保育料
月額1万1,300円まで無償

- ・共働き世帯の子どもなど保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子どもが対象。
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。（450円×利用日数）

（算定のイメージ）

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※ 4月入園の場合、入園料は年間在籍月数の12で割った数とする。



※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。（月額1万6,300円が上限）

※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。（月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

無償化の対象となるには、

まずは、認定申請書の提出が必要です。

幼稚園（館山市）から配布される認定申請書に必要事項を記入の上、幼稚園（館山市）へご提出ください。



（問合せ先）

館山市教育部こども課子育て支援係

TEL：0470-22-3496

Mail：kodom@city.tateyama.chiba.jp